

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部・循環型社会推進課

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			法令番号	昭和45年法律第137号			
手続名	産業廃棄物の最終処分場の廃止確認			根拠条項	第15条の2の6第3項			
審査基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項（第9条第5項を準用）のとおり。</p>							
	受付機関	循環型社会推進課	処理機関	循環型社会推進課	交付機関	循環型社会推進課	標準処理期間(当該期間には閉庁日を含めない) 60日 標準経由期間 日	目次 No.